

町立病院からのお知らせ

ご存知ですか？医薬品副作用被害救済制度

医薬品は、人の健康や生命を守るために欠かせないもので、有効性と同時に安全性が確保されていなければなりません。しかし、十分な注意を払って正しく使用していても、ごくまれに副作用が発生したり、血液製剤などの生物由来製品による感染が発生したりします。

このような被害に対しては救済を行う公的な制度があります。

医薬品副作用被害救済制度とは？

病院・診療所で投薬された医薬品、薬局などで購入した医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による、入院が必要な程度の疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う制度です。

適応となった事例

○入院(皮膚および皮下組織障害)

50代女性、右肘痛の治療のためロキソプロフェンナトリウムを処方された。痛みが続くため再受診したところ通風と診断されアロプリノールを処方された。14日後に口腔内に血豆ができ、目がかゆくなり、発熱が出現したので投与を中止。翌日、体にもかゆみが出現、結膜の充血、

目脂(めやに)も多くなり、翌日受診。浮腫性紅斑が認められ、皮膚粘膜炎候群と診断され約5週間の入院。

○後遺障害(腎機能障害)

60代女性、逆流性食道炎のためオメプラゾールを処方、右側頸部リンパ節腫脹・疼痛・発熱のためロキソプロフェンナトリウムを処方され、服用していた。徐々にクレアチニン値が増加、薬剤性腎機能障害のため、緊急透析を行ったが、腎機能の回復が見られず維持透析導入となる。・その他にも精神神経用剤による悪性症候群、解熱鎮痛消炎剤による肝機能障害、抗生剤によるアナフィラキシー様ショック、消化性潰瘍用剤による無顆粒球症などが制度の適応となっています。

救済の対象とならない場合

1. 法定予防接種の場合(予防接種健康被害救済制度があります)。
2. 医薬品の製造販売業者などに明らかに損害賠償責任がある場合。

『菊池川流域装飾古墳一斉公開』および『バスツアー』の参加者募集

熊本県は、装飾古墳の宝庫です。特に菊池川流域には、多くの装飾古墳が点在しています。

日頃は、一般公開されていない装飾古墳も公開されますので、この機会にぜひご覧ください。

と き 10月22日(土)・23日(日) 午前9時30分～午後4時30分
公開古墳 袈裟尾高塚古墳(菊池市)、チブサン古墳・横山古墳(山鹿市)、塚坊主古墳・江田穴観音古墳(和水町)、永安寺東古墳・大坊古墳(玉名市)

また、一斉公開に併せてバスツアーも実施しますので、ご参加ください。

と き 10月23日(日) 午前9時30分出発
集合場所 和水町中央公民館前駐車場
募集人員 23人
参加費 1,300円
募集期間 10月1日～15日(先着順)

問い合わせ・申し込み先 熊本県立装飾古墳館 ☎0968・36・2151 FAX0968・36・2120

3. 救命のためにやむを得ず通常の使用量を超えて医薬品を使用し、健康被害の発生があらかじめ認識されていたなどの場合。

4. 医薬品の副作用において、健康被害が入院を要する程度ではなかった場合などや請求期限が経過した場合。
5. 医薬品を適正に使用していない場合。
6. 対象除外医薬品による健康被害の場合。

生物由来製品とは？

人その他の生物(植物を除く)に由来するものを原料または材料として製造される医薬品や医療機器などです。例えば、医薬品では輸血用血液製剤やワクチンなど、医療機器ではブタ心臓弁やヘパリンを塗布したカテーテルなど。

生物由来製品感染等

生物由来製品を適正に使用したにもかかわらず、その製品を介して入院が必要な程度の疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う制度です。感染

後の発症を予防するための治療や二次感染者なども救済の対象となります。

救済給付の請求の仕方

救済給付の請求は、健康被害を受けた本人、または、その遺族が「医薬品医療機器総合機構」に対して行います。副作用や感染などの治療を行った医師の診断書や投薬を行った医師の証明書、あるいは薬局などで医薬品を購入した場合は、販売証明書が必要になります。これらの書類を医師などに作成してもらう必要があります。副作用に対して不安や疑問を感じられたらまず医療機関にご相談ください。

問い合わせ先

和水町立病院 ☎0968・86・3105
 独立行政法人・医薬品医療機器総合機構
 ホームページ <http://www.pmda.go.jp>
 救済制度相談窓口
 ☎0120・149・931(フリーダイヤル)
 受付時間…(月)～(金)午前9時～午後5時
 (祝日・年末年始を除く)